

平成25年2月7日（木）
国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所

－ 記者発表資料 －

特殊車両の通行に関する指導取締りを実施しました。

宇都宮国道事務所では、道路構造物の保全と交通の危険防止を図るため、栃木県警察と協力し、特殊車両通行許可違反の車両に対する指導取締りを行い、通行許可制度の普及啓発及び遵法意識の浸透を図っています。

車両の構造が特殊な車両又は車両に積載する貨物が特殊な車両で、車両制限令第3条で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度を超える車両を特殊車両といいます。

特殊車両が道路を通行するためには道路法47条の2に基づく特殊車両の通行許可が必要になります。

平成24年の取締り状況を取りまとめましたのでお知らせします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会
栃木県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所

電話 028－638－2181（代表）

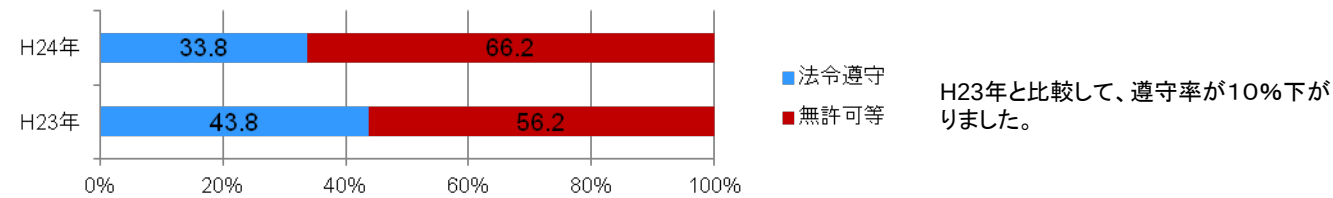
副所長 しみず 清水 のぶお 信男 管理第一課長 ほり 堀 なおき 直喜

〈特殊車両の指導取締り結果〉

取締回数	取締り実施日	取締り路線	取締台数	取締り内訳		
				法令遵守	無許可	条件違反
1回目	平成24年6月26日（火）	国道4号	12	5	4	3
2回目	平成24年7月26日（木）	国道50号	7	2	4	1
3回目	平成24年9月11日（火）	国道4号	12	1	3	8
4回目	平成24年9月13日（木）	国道50号	8	3	5	0
5回目	平成24年10月9日（火）	国道4号	9	6	2	1
6回目	平成24年10月19日（金）	国道50号	8	3	4	1
7回目	平成24年11月15日（木）	国道50号	8	2	5	1
8回目	平成24年12月4日（火）	国道4号	4	1	1	2
	合計		68	23	28	17

※取締台数：取締場所において違反の有無の確認を行った台数
無許可：特殊車両通行許可を取得していないもの
条件違反：許可証に記載の条件を守っていないもの

取締りでは、68台の特殊車両について違反有無の確認を行い、うち法令遵守車両は23台、無許可車両が28台、条件違反車両は17台でした。半数以上の特殊車両が違反車両であり、無許可又は条件違反者については文書による指導及び警告を行いました。



〈今後の対応〉

今後も引き続き栃木県警察と協力して特殊車両の取締りを定期的に行うことで、事業者のコンプライアンス意識向上を促し、道路構造物の保全、交通危険の防止を図ります。

なお、取締り・指導の徹底を図るため1月30日に関連通達が改正等されているところです。**[改正内容は、(参考)資料のとおり。]**

H 2 4 年取締り実施状況



* 重さ・長さ・幅・高さを測定するとともに、特殊車両通行許可書の有無を確認し、違反車両に対して、指導・警告を行いました。

積載重量違反車両が道路に与える影響

積載重量超過車両は、道路の劣化を早める要因のひとつになっています。



舗装のひび割れ



舗装のひび割れ

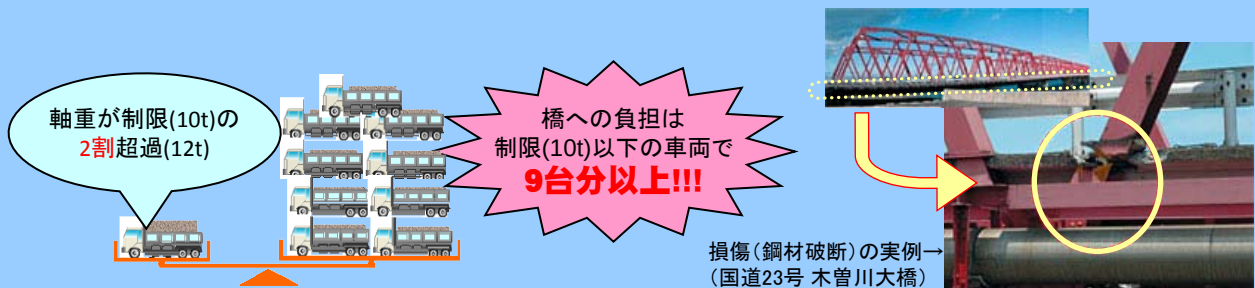


舗装のひび割れ

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

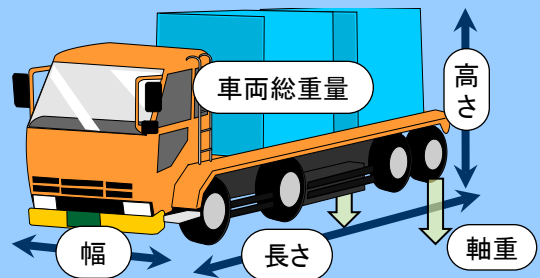
平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締要領」の一部改正が行われ、**平成25年3月1日**より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その**違反者の名称や違反内容等を公表**します。 http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000326.html

重量制限超過は、みんなの財産である**道路構造物**に負担をかけています



下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを 超えます 。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意ください】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらに違反して繰り返し通行した場合、是正指導を行った上で、違反者の名称や違反内容を公表します。また、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)